

令和5年度 パーソナルコンピュータ等賃貸借

No.	項目名等	質問内容	回答内容
1	仕様書p.17 6.リース期間終了後のPC 機器等の回収及びデータ消去等 6-1-1.PC機器等の回収及びデータ消去等 ●回収場所：埼玉県内（1箇所）	左記のご指定場所にて回収させていただく対象機器は、受注者にて各設置場所から機器一式の回収作業、又は、貴社ご担当者様より回収対象機器を1箇所に収集していただいた後に、受注者にて収集されている機器を回収のどちらかご教示いただけますでしょうか。	仕様書6-1-1（3）記載のとおり、発注者が回収場所である埼玉県内（1箇所）にPC機器等を集約しますので、受注者にて回収場所から回収いただきます。
2	仕様書p.17 6.リース期間終了後のPC 機器等の回収及びデータ消去等 6-1-1.PC機器等の回収及びデータ消去等 ●回収場所：埼玉県内（1箇所）	1のご回答が後者の場合、どのような保管を想定しておりますでしょうか。 (例：パレットなどを利用し保管。)	回収場所において、PC、ディスプレイそれぞれを1台ずつ分けて関連する機器類とともに箱に梱包した状態でパレットを利用し保管する想定です。